



平成 25 年 3 月 29 日

各位

会 社 名 株式会社ジェイテクト
代 表 者 名 取締役社長 井川 正治
(コード番号 6473 東証・大証・名証第一部)
問 合 せ 先 広報部長 安藤 健二
(電話番号 052-527-1915)

ベアリング(軸受)の取引に関する公正取引委員会からの発表について

本日 3 月 29 日、公正取引委員会からベアリング(軸受)の取引に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、複数の事業者に対し、排除措置命令および課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。当社は公正取引委員会に対して平成 23 年 6 月に課徴金減免制度の適用を申請しておりましたが、これが認められたこと等から、上記命令のいずれも受けておりません。

しかしながら、当社において独占禁止法違反と認定された行為があったことは、誠に遺憾であります。お取引先様、株主様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

本件について、当社および当社の子会社である光洋販売株式会社は、平成 23 年 7 月 26 日、27 日に公正取引委員会の立入検査を受けておりました。当社ではそれに先立つ同年 6 月 28 日に、営業本部長および営業本部担当役員に宛てに「独占禁止法遵守に関する業務命令」を発信し、カルテルに該当する行為の禁止、社内調査への協力、および調査協力に伴う守秘管理について徹底を命じました。その後は、独占禁止法に抵触しかねない行為を一切排除し、コンプライアンスを徹底してまいりました。

その取組みの一環として、平成 23 年 11 月にコンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンスの啓発・点検を行うコンプライアンスオフィサーを各本部・機能ごとに任命しました。そして、新たに全部門および関係会社に対するコンプライアンス点検の実施や、経営会議でのコンプライアンス違反報告等の取組みを始めました。これらの取組みで集約された情報は、二度とこのようなことを起こさないための根絶活動に活かしております。また、平成 24 年より毎年 7 月をコンプライアンス強化月間と定め、全社で定期的な意識付けの強化を図っております。さらに、独禁法相談窓口を開設し、e-ラーニングを全社で実施した他、営業部門全体に対しては、「営業活動に対するルール集(べからず集)」の配布、外部弁護士を招いた自主勉強会の開催、同業他社接触時のルール制定等、様々な取組みを行ってまいりました。

なお、このような状況を厳粛に受け止め、当社の会長、社長を含む以下の取締役は、平成 25 年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間、以下のとおり報酬の一部を自主返上することを決定しております。

代表取締役会長	取締役月額報酬の 30%
代表取締役社長	取締役月額報酬の 30%
取締役副社長	取締役月額報酬の 20%
専務取締役 3 名	取締役月額報酬の 10%

なお、本発表により、当社の経営成績等に及ぼす影響はありません。

以上